

統計関連学会連合規程

目的・名称

第1条

統計科学の発展・普及を目的とし、統計関連学会が連合して、各種共同事業を推進するために、統計関連学会連合（**Japanese Federation of Statistical Science Associations**：以下「連合」と呼ぶ）を設置する。

会員

第2条

連合を構成する会員は、第1条の目的を共有する学会および学術研究団体とする。（以下、連合に加盟する団体を「加盟団体」と呼ぶ。）

事業

第3条

連合は、第1条の目的に沿った活動として、次の事業を行う。

- (1) 統計科学に関する学術的な会合の開催
- (2) 統計科学に関する機関誌の発行
- (3) 統計科学に対する社会からの諸要請への対応
- (4) 統計科学の重要性に関する対外的情報発信
- (5) 統計関連諸学の普及
- (6) その他、連合の目的を達成するために必要な事業

組織

第4条

連合に理事会を設け、次の役員を置く。

- (1) 理事
- (2) 理事長

理事は、各加盟団体から2名ずつ推薦するものとする。

理事長は、理事の互選で決める。理事長の任期は、当該年の4月1日から2年間とし、留任は不可とする。なお、途中交代の場合は、前任者の残任期間は任期に含めないこととする。

第5条

理事長は、連合の事務等を遂行するための連絡先を定める。

第6条

理事会は、実質的な事業推進のために各種委員会を置くことができる。委員は理事会で選出し、委員の任期については理事会が定める。

第7条

理事長は、理事会を招集し、議長を務める。理事会は、各加盟団体から少なくとも1名の出席および全体で2/3以上の出席を成立要件とする。なお、出席の中には委任状を含むことができる。

会費

第8条

会計年度は、4月1日から翌3月31日までとする。

第9条

加盟団体は、前年度9月末日における各団体所属の個人会員数に応じて別途定める会費を納めるものとする。

加盟、脱退

第10条

連合への新規加盟を希望する団体は、理事長宛にその旨の書類を提出しなければならない。連合への加盟は、投票総数の2/3以上の賛成をもって理事会で承認する。

第11条

加盟団体は、連合への通告によりこれを脱退することができる。ただし、通告は1年前に行うこととする。

規定の改定

第12条

この規定は、理事会の決議によって改定することができる。

附則

1. この規程は2008年4月1日から適用する。
2. この改訂版は2017年9月6日から適用する。